

議案第 1 1 号

関市デイ・サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市デイ・サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

障害者自立支援法の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

関市デイ・サービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

関市デイ・サービスセンター設置及び管理に関する条例（昭和63年関市条例
第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

名称	休館日
関市洞戸デイ・サービスセンター	日曜日 12月29日から翌年1月 3日までの日
関市板取デイ・サービスセンター	
関市武儀デイ・サービスセンター	
関市上之保デイ・サービスセンター	

第6条第4号及び第10条第1項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。